

3 受託研究

(1) 平成25年度終了テーマ（最終報告）

県民参加型の点検と助言による施設改善に関する研究 —兵庫県におけるチェック&アドバイス制度を事例として—

Research on the building improvement by check and advice in which Hyogo residents participated

難波 健 趙 玫姪 三谷信之 北川博巳 室崎千重 (奈良女子大学)
NAMBA Ken, CHO Min-jung, MITANI Nobuyuki, KITAGAWA Hiroshi, MUROSAKI Chie

キーワード：

福祉のまちづくり条例、点検と助言、施設改善、
建築と福祉

Keywords:

The City Planning Regulation for welfare,
Check and advice, The improvement of the in-
stitution, Construction and welfare

Abstract:

The system of having taken in a user's opinion about maintenance management of a specific institution, and planning substantial UD of institutions by revision of "the city planning ordinance welfare of the Hyogo Prefecture" was provided. This system plans the ease of using of institutions, when the disabled person using the specialist and institution of construction or welfare checks and suggests an institution as "The adviser of welfare of the city planning."

In this research, the opinion of the adviser related to this system is grasped by a questionnaire etc. and the proposal towards a better system improvement is performed and it aims at promotion of Universal Design in the world.

1 はじめに

兵庫県の「福祉のまちづくり条例」¹⁾は「すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築」を掲げて1992(H4).10に制定された。その後、いくつかの点で改正が加えられ、2010(H22).12の改正により「県民の参画と協働による福祉のまちづくり」の章が追加され、「福祉のまちづくりアド

バイザー」²⁾による「利用者の意見を尊重した特定施設の点検及び助言に関する制度」(通称「チェック&アドバイザー制度」³⁾以下「C&A」と略記)が創設された。

福祉のまちづくりは、バリアフリー(以下「BF」と略記)が普及した暮らしやすいまちづくりのために「まち」「住まい」「モビリティ」「コミュニケーション」といった社会的枠組みと「福祉用具」「義肢装具」の個別装置が相まって、障害者自体の生活空間や日常行動に対する支障、障害者を支援する者にとっての介助者の環境整備のみならず、非障害者(障害者ではないが不自由なことが多い高齢者等)や一般の人にとっての生活しやすさに関わってくる問題として位置づけられている。

C&A制度は条例に基づく特定施設について、利用者の立場の視点で建築、福祉に関する専門家や外国人、障害者が自ら点検・助言を行う制度で、アドバイザーについてはしかるべき研修を受けて登録を行うだけでなく、知識と見識を高めるためにH23年度からH24年度にかけて県が主体となり、当研究所が協力して「スキルアップ研修」(以下「SU研修」と略記)を試行した。

各種の施設が障害者を含めた住民に使いやすいこと、また建築設計者等の福祉に対する意識が高まることの視点で、本制度による施設改善に向けた取り組みが進められている。

本研究では、福祉のまちづくりにおけるユニバーサルデザイン(以下「UD」と略記)の普及啓発方法として、C&A制度を有効なものとするための検討及び建築士のアドバイザー養成研修プログラムとしてのSU研修について検討を行った。

2 特定施設の点検・助言制度

2.1 「チェック&アドバイス制度」(兵庫県)の概要

この制度は、図1に示すように5つの段階により構成されている。

① アドバイザーの登録

アドバイザーには「利用者アドバイザー」(福祉のまちづくりに見識のある障害者等の利用者)と「専門家アドバイザー」(建築士、社会福祉士等の資格を持ち、高齢者・障害者等に配慮した施設の設計・監理の実務や点検・助言の経験を持つ専門家)があり、「アドバイザー養成研修」を受講して県に登録される。

② あっせん

特定施設の所有者、管理者等が県に対し点検・助言を行うアドバイザーの派遣を申請し、これに対して県が事務局となって点検・助言を実施する。

③ 現場確認

点検・助言を行うにあたり、対象施設の管理者等とアドバイザー、事務局が点検シートに従って現場の確認を行う。アドバイザーグループは5人程度を基本としてチーフアドバイザーが点検助言内容の取りまとめを行う。

④ 点検助言

点検助言は事務局である県を介して申請者に提示され、これに基づいて設計や現場の改善を行うことが基本となる。

⑤ 認定

点検助言が現場に反映された場合、あっせんを受けた者は「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定を受けることができる。認定制度は特に高度なバリアフリー化を認定する主旨ではなく、利用者の意見を聴いて可能な改善を行っていることを対象としており、以下を認定要件⁴⁾としている。

【認定要件】

- 特定施設整備基準に適合していること
- アドバイザーによるチェック&アドバイスと同等以上の方法により利用者の意見を適切に聴取していること
- 利用者の意見を適切に反映した措置がとられていると認められること
- 施設の管理運営に関する措置が行われる場合、一定の期間その措置に従った施設の管理運営が行われており、接遇マニュアルの作成や社員研修などにより継続して実施されると見込まれること

2.2 「対話によるUD空間整備促進モデル事業」(熊本県)の概要

兵庫県のC & A制度の趣旨に類似した制度を各県

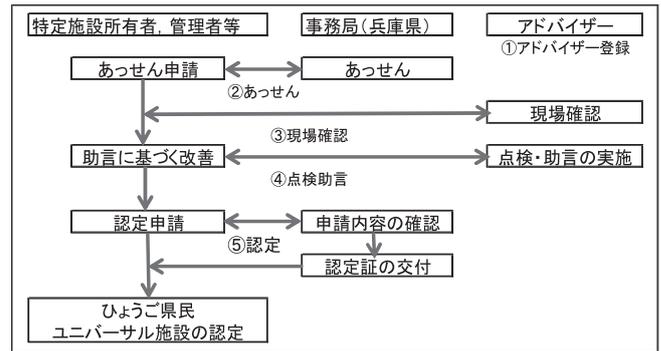


図1 兵庫県のチェック&アドバイス制度
Fig.1 The Check and advice system of Hyogo Prefecture

のホームページから探索した中で、熊本県の「対話によるUD空間整備促進モデル事業」(以下「UD整備事業」と称す)が類似した制度として確認できた。

この制度は「高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児連れの方が利用しやすい県有施設、商業施設、道路等の整備を推進するため、当事者を含む地域全体の参加によりUD整備への反映を図る」⁵⁾としている。

資料をもとに兵庫と比較した制度の概要を図2に示す。これによると、以下の4つの段階がみられる。

- ① 取組み主体によるUD整備を行う場所の選定
- ② アドバイザー、コーディネーターの選定及び実施の調整
- ③ 第1回検討会による意見聴取・現場確認
- ④ 第2回検討会による意見の反映状況の検討
- ⑤ 施行前の現場における意見反映状況の最終確認
- ⑥ 竣工後の整備確認とソフト事業の検討

熊本県の兵庫県の制度と異なる点として以下の3点が挙げられる。

- ① 対象施設の新築、改築の設計段階での検討を基本としている。

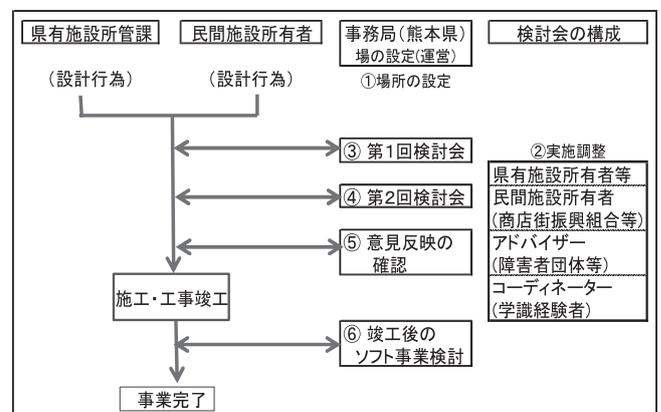


図2 熊本県の対話によるUD整備事業
Fig.2 UD maintenance enterprise by the dialog of Kumamoto Prefecture

- ② 検討会を設けワークショップ形式で意見のとりまとめを行っている。
- ③ 意見のとりまとめ役として県の外部団体への委託を行っている。

3 兵庫〈C & A〉と熊本〈UD整備事業〉の比較

本章では、兵庫C & Aと熊本UD整備事業の実施内容について、得られた資料により検討を行った。

3.1 兵庫〈C & A〉実施におけるアドバイザー意見

C & Aについて2013 (H25).5に実施された「人と防災未来センター」のC & Aに参加し、同時にアドバイザーの方々にアンケート調査を実施して課題等の整理を行った。

当該施設は年間50万人を超える一般来訪者がある5階建て2棟からなる大規模な県立の観覧施設である。現場確認はチーフアドバイザー2名のもとに2グループに分かれ、最終報告は1本にまとめる形で実施された。

アンケート調査は記述式を中心にメールと郵送により10人のアドバイザーのうち8人から回答をいただいた。その記述内容を以下の4点に整理した。

① C & Aの進め方

現場確認は2時間と設定されていたが、施設が大規模かつ多岐にわたる展示やホールを擁しており、広すぎて時間が不足したという意見が多く、巡回に関してはもっとチームを分けてもよかったという意

見があった。

意見交換の際に全員が意見を言える時間を取って欲しかったという一方、障がい者等からそれぞれの視点で話がきけてよかったという意見もあった。

まとめ方については後日メールでチーフアドバイザーに意見を集約してとりまとめることとなった。

② 施設側とアドバイザーのコミュニケーション

検証開始時に行われた施設担当者の紹介と役割の説明が、現場確認中の質疑等の端緒となり、この施設やC & Aの目的が理解できたと評価された。続いての施設説明については、施設の課題や障害者に配慮している点等の説明があればさらに良かったとの意見があった。

③ C & Aの実施内容

専門家アドバイザーの作業療法士から職種や障害、年齢の違いにより様々な意見を自由に話せる雰囲気があり、多角的な視点で一つの対象を見ることの重要性が認識できたことを評価する意見があった。同じく建築士から、設計段階での協議の必要性への気づきについて評価があった一方、多彩な意見をまとめること、指摘を現実の建物に反映させることの困難さについての危惧が示された。

④ 個別の感想

この検証作業に参加し、施設を詳細に多角的に検証することで、これまでこの施設に批判的であったが理解が深められたという感想や、一緒に廻ることで自分が気づいていない点があったこと、またコストパフォーマンスについても認識を新たにしたりと

表1 兵庫C & A検証事業一覧
Table1 Check & advice implementation list

用途	観覧施設	キャットウォーク	店舗 銀行	店舗 飲食店			事務所	事務所等	福祉施設(知的障害者)	
	公共	企業	企業	企業	企業	企業	公共	公益	公益	公益
事業主体	神戸市中央区	神戸市北区	川西市	西宮市	尼崎市	神戸市中央区	西宮市	神戸市西区	赤穂市	赤穂市
場所	神戸市中央区	神戸市北区	川西市	西宮市	尼崎市	神戸市中央区	西宮市	神戸市西区	赤穂市	赤穂市
実施時	H25.5	H23.10	H24.1	H24.10	H24.10	H25.3	H24.2	H24.8	H24.6	H25.7
場所	箇所	(対象)	完成後	完成後	完成後	完成後	完成後	完成後	事前点検	完成後
屋外	駐車場		○	○				○		
	敷地内通路(アプローチ)		○	○			○	○		○
玄関・ホール	ポーチ			○	○	○				
	出入口	(車椅子)	○		○	○		○		○
		(視覚障害)	○		○					
	施設案内板		○	○	○		○	○		○
	受付・案内所	(車椅子)	○	○	○		○	○		
		(視覚障害)	○					○		
移動経路	廊下		○		○	○	○		○	○
	傾斜路		○		○	○		○		
		(視覚障害)						○		
	階段				○	○		○		
	エレベーター	(視覚障害)	○							○
		(車椅子)		○	○					
		(視覚障害)								
		(聴覚障害)								
	誘導標識等		○			○	○	○	○	
	避難経路		○				○	○	○	
屋内	共通		○	○		○	○	○	○	○
		(視覚障害)	○	○		○	○	○	○	
	トイレ	(一般用)	○	○	○	○	○	○	○	○
		(車いす用)	○	○						
		(オストメイト用)	○	○						
その他	休憩所等	(授乳室)		○						
		(メンテナンス)						○		
	(補助犬)	○	○							

いった感想があった。

3.2 兵庫〈C & A〉

兵庫のC & Aについて2013(H25).11時点で点検助言が完了している9件(2011.1~2013.7現場確認実施)を対象として県が定めたチェックシートに対し、具体的な指摘が記述されている施設に○を記入して整理した表1から、以下の点が指摘できる。

① チェック項目リスト

表では割愛しているが、施設の部分それぞれに対し、「点検・助言の主な視点」と「視点の具体的事項」が記載されている。

② 廊下とトイレに関しての指摘が多い

BFにおける一般的な指摘として理解できる。

③ 建物固有の機能評価

「屋内 共通」あるいは「その他」に記載されている場合が多い

④ (対象)について

記載されている事項を対象別に整理してみたが、聴覚障害に関するものは特に少ないと思われる。

3.3 熊本〈対話によるUD空間整備事業〉

熊本のUD整備事業について同様に実施報告9件(2011(H23).12~2013(H25).3報告)を対象として事業における指摘項目を報告内容から独自に設定し、具体的な指摘が述べられている対象施設に○を記入して整理した表2から、以下の点が指摘できる。

① 駅舎・駅広の指摘項目が最も多岐にわたる

公益施設に該当する駅舎・駅広は面積も広く、不特定多数の人々の利用があることから、注意を払うべき点も多いと考えられる。兵庫では今回の対象に駅舎等はなかった。

② 路面・スロープに関しての指摘が多い

スロープに関する指摘が多く、路面に関する指摘を加えるとスーパー以外では全て指摘があり、建物内外にわたる関係が着目されている。

③ 視覚障害、CUD

視覚障害、CUDについては小規模店舗と医院以外の全てで指摘があった。

④ 人的サポート

指摘は観覧施設のみであった。

⑤ 参考基準等の充実

指摘事項に関係して公表されている明確な基準等を示している。

4 スキルアップ研修受講者アンケートから

4.1 SU研修の実施状況

SU研修は「福祉のまちづくりアドバイザー」として登録された者の知識と見識を高める必要があることと、アドバイザー側から何をどうチェックするのかを充分理解するための研修が必要である、という要請を受けて企画を行った。

研修企画において、多方面にわたる福祉の対象の中から表3に示す3編の研修を実施した。当初は建築士以外も対象として受講者募集を行ったが、建築関係者のみから応募があった結果、2回目以降は建築士を対象を絞ってプログラムを構成したことから、建築設計等における障害者等を対象とした配慮事項への対処の仕方に関する見識を深めることを目的として掲げている。

本研修はあくまで一般的な、初歩的「気づき」を誘導するものであって、「障害対応のプロ」を養成するものではない。この研修を機会として福祉建築家のエキスパートを目指す方が生まれてくればそれは研修企画の副産物として考えている。

表2 対話によるUD空間整備促進事業による検証一覧
Table 2 UD maintenance enterprise by the dialog implementation list

用途	観覧施設	駅舎・駅広	店舗		スーパー	医院等	運動施設	公園	海浜遊歩道
事業主体	公共	公益	企業	企業	企業	医療関係	公共	公共	公共
対話時期	設計事前	改修事前	改修事前	改修事前	新築基本設計後	改修事前	新築事前	改修事前	改修事前
場所	御船町	熊本市	熊本市	八代市	御船町		熊本市	熊本市	水俣市
実施時	H25.3	H25.3	H24.1	H24.8	H24.8	H24.11	H23.12	H25.2	H23.12
箇所等									
サイン	○	○					○		
通路									
スロープ	○		○	○		○	○	○	
路面	○	○	○	○				○	
防災	○		○						
ロー列		○							
駐車場	○	○							
便所		○	○				○	○	
展示室	○								
視覚障害		○		○	○		○	○	○
CUD	○	○			○				○
聴覚障害		○							
人的サポート	○								
その他		授乳スペース	車椅子移乗等						
備考(参考基準等)	○	○(4件)			○	○	○		○

表3 スキルアップ研修実施状況

Table3 Skill improvement training implementation progress

プログラム	参加者
車いす利用者編 2013.2.13	応募 10人
講義「車いす利用者の声～日常場面、非常時の場面～」	県 4人
体験実習＜敷居段差・スロープ勾配の体験＞	研究所 4人
体験実習＜廊下幅・開口幅・扉の形状の体験＞	講師 1人
研修の感想と意見交換	
視覚障害者編 2013.6.25	応募 14人
講義「視覚障害者を知ろう。弱視の見え方・5つの誤解・うれしいサポート」	県 4人
講義「視覚障害者の旅」	研究所 3人
講義「視覚障害者の読書」	講師 3人
サポート体験＜視覚障害者を見かけたら＞	ほか 1人
研修の感想と意見交換	
聴覚障害者編 2014.1.22	応募 13人
講義「聴覚障害者が感じる不便」	県 4人
講義「建築・都市専門家のための聴覚障害者バリアフリーの知識」	研究所 5人
体験実習＜音を使わない意思疎通・行動体験＞	講師 2人
きこえをサポートする機器紹介	ほか 1人
研修の感想と意見交換	

3回の研修への参加者は21名、内8名は1回のみ参加、13名は複数回参加で延べ37名の参加者があった。

4.2 SU研修受講者アンケート結果

3回のSU研修について、第1回、第2回の受講者と第3回到初受講した応募者・県職員に同じ内容のアンケート調査を行った。いずれも建築関係者で、全体の実務経験年数は平均26.6年とかなり経験を積んだ方々が多い。

コメントからその要点は以下のように整理される。

- ① 障害全体に対する認識
障害に応じたサポートの必要、不必要な情報が安全確保の妨げになることがわかった等。
- ② 個別の障害に関する認識
車椅子では体験により理解ができた、視覚障害では点字ブロックや点字についての認識が改まった、誘導する表現のむづかしさ、全盲と弱視の違い、聴覚障害では音のない世界の体験、見た目にはわからない障害への対処に関する認識等。
- ③ 建築的配慮
車椅子ではスロープ、扉、取手、廊下幅等への配慮に関する認識、視覚障害については白杖と床仕上げ、廻り階段、明るさ、設計におけるソフト面の考慮の必要。
- ④ その他
車椅子では基準を護るだけでは充分でないこと、また自走には体力が必要なこと、視覚障害では文字の大きさよりコントラストや取付位置が重要であること。

といった気づきや発見が挙げられた。

4.3 2回以上受講者の意見

第3回目のSU研修に参加し、2回以上受講した方々を対象とするアンケート調査によりSU研修全体に関する意見を聴取した。

① 研修の必要性

必要性が高いとする回答が6、あった方がいいという回答が7で、なくてもいいとの回答はなかった。理由としては体験や文献知識以外で障害者の視点を知る実感を経験することの重要性の指摘が多く、それ以外に障害者との繋がりができたことや障害者への疑問が質問することで解決されたこと、ソフト面を知ることが挙がっていた。

② 研修のよかった点

車椅子での疑似体験、自助、介助の体験。視覚障害では暗闇の心理やサポートの仕方。聴覚障害では緊急時の対処、外観で判別できないことやコミュニケーションのあり方が挙がっていた。

③ 研修について工夫を要する点

車椅子では、慣れないために操作に危険を感じたこと。視覚障害では施設外での体験が必要。聴覚障害では意外性のあるプログラムが欲しいなど、建物外での体験に対する要求が挙がっていた。

④ 研修材料

車椅子、視覚、聴覚以外にどのような研修が望まれるかの問いに対して具体的な福祉対象としては認知症/身体障害/知的障害/色弱/高齢者/杖歩行/妊婦/けが/大きな荷物を持った時や複数の障害。個別のバリアとして、ユニバーサルデザイン/サインのわかりやすさ/滑りにくい床材/握りやすい手すり/障害者のために工夫された機器(便器、ドアなど)などの内容の研修が挙がっていた。また、研修方法として、障害のある人と建物を実際に見学する、実生活の場での研修が挙げられた。

⑤ 職種交流

C&Aを行う職種との交流についての問いに、建築関係者としてはハード面以外の理解が不十分と感じており、福祉・介護の立場での障害の把握や、障害者の立場でのチェックなど、様々な人が参加した方が望ましいという意見が大半であった。

⑥ 研修が役立ったこと

具体的内容ではサイン計画で色、位置を考慮するようになったこと。建物情報だけでなく障害者自身の意見を反映できたこと。スロープ・段差の勾配の確認、車椅子での引き戸の取っ手の位置に注意を払うようになったこと。障害者の困っていることが理解できたことにより施設整備上の適切なアドバイスができるようになったこと。廊下や階段のスペースの考え方といった点が挙げられた。

5 点検・助言制度の展望と課題

以上、本研究において以下の①から④の調査結果をもとに検討を行ってきた。

- ① C & A 制度の概要把握
- ② 人と防災未来センターでのC & Aの実施状況とアンケート調査によるアドバイザー意見
- ③ C & A 制度と類似するUD整備事業との比較
- ④ C & A アドバイザーのSU研修受講者アンケート調査による意見

本章では9件のC & A実施案件を担当した6人のチーフアドバイザーに対するヒアリング調査によるC & A制度の展望と課題に関する率直な意見を4つの項目にとりまとめ、本制度の意義を検討する足がかりを示す。

5.1 施設のUD化

C & Aの最終目的から、対象施設のUD化とC & Aの関係について以下の指摘があった。

その目的に鑑みて施設が社会的に持つ役割や使命が円滑に果たされるかどうかを考えると、C & Aを行う側も受ける側もその必要性が認識できるのではないか。少なくとも公共建築は一般の建築に比べ安全・安心への配慮が必要とされることから、必ずC & Aを受けるべきであろう。

C & Aの結果として不適切な箇所を直すのは改修等の工事の機会にそれにあわせて行うとしても、とりあえず可能な対応の提案を受けることで使用の円滑化が図られる。民間、公共とも金をかけなくとも工夫により対応できる面も多くある。

福祉条例と現場の関係では一定規模、用途の建物の場合、法や条例をクリアしないといけないという意識になりがちであり、特に最近は確認等の審査機関自体もかなり機械的な適応になっており、それでUD化が満足されているとはいえない。建物の利用者を幅広く想定し、様々な障害等に応じた設計を行うという本来の設計のありようを追及して、最低限の基準をクリアするという硬直的な意識から離れることが必要である。

例えば、狭小敷地でスペースと金の問題で、スロープに代えてインターホンの呼び出しで看護婦による人的対応を確約していても一切認められない等、まちづくり条例の基準と建築確認の限界を感じることもある。また、非常用エレベーターは消防隊の消火活動用で避難には使用しないことになっているが、実際の建物運用の現場では車椅子避難に使用するという現実的対応を考えていることを今回のC & Aで再認識したという意見も挙げられた。

電車で席を譲ることに象徴されるように、物理的なUD対応だけでなく、倫理・ソフト面で現実に対処できる社会教育の必要を痛切に感じるという意見があった。

5.2 設計者のスキルアップ

施設のUD化を進めるには設計者は最も重要な立場にあり、そのスキルアップが必要不可欠である。しかし、設計事務所でUDを率先して施主に勧めている設計者は現実的には少ないのではないか。経費を優先する施主に対し、設計ではその対応が求められる。そういった意味では設計者の障害に対する認識は一般に低いと言わざるを得ない。

設計者の立場からC & Aへの取組みを考察すると、設計段階のコンセプトを理解した上でのC & Aが望ましい。C & Aにおいて設計思想が議論されれば設計に関わる者としては興味がわく。

また、検証結果をアドバイザーにフィードバックされるならば、参加した者がみると指摘の内容が非常によくわかるのでやる気も出るし、自分の設計を考えるきっかけともなる。

日頃のBFに対する姿勢があやふやだと設計でUD化を取り入れてもその場限りの対応になるので、日頃的能力アップのためには研究会などを設けることが有効である。

建築士が関係する建築士会、建築家協会、建築事務所協会、設計監理協会が連携してC & Aの研修の企画ができることが望まれる。

設計上の話ではないが、障害者と支援者の関係の最大の問題であるコミュニケーションに対する一般人の対応ができていない社会的状況があり、倫理・ソフト面の教育の必要を痛切に感じるという意見が挙げられた。

5.3 C & Aの実施方法

(1) 実施の手順

比較的活動的な車椅子利用者の行動限界と、加齢による身体能力低下のある高齢者の行動限界という二通りの状況があることを知ったが、全ての施設でこういった全ての障害者をアドバイザーにすることは困難であり、対象施設に応じた設定ルールがありそうである。そういった意味から、C & Aを担当するアドバイザーの選び方のルールを検討しておく必要がある。

チェックリストなどは事前にアドバイザーに配布しておくべきで、大規模な施設では、事前の下見を行ってポイントを検討しておくことも必要である。

施設によっては1.5時間で十分というものや2時

間ではとても足りないものもあり、施設に応じた時間のかけ方が望まれる。また、実際の現場確認で施設側の関係者が多数検証を傍聴する環境はチェックの妨げになった。

(2) チェックシートとチェック項目

BFのコンセプトのチェックが重要で、詳細は条例チェックでもよいのではないかと、そういった意味ではチェックリストは客観性のレベルを揃えて、主観が入らないかたちでの工夫が欲しい。検証のレベルを揃えるには意図の明確化、意見の出しやすさ、コラボレーション、優先順位をチェック内容に入れることも必要で、素人にもチェックできるような具体的な項目のチェックリストを作成することも工夫次第で可能である。

現在のリストでは障害ごとのチェックについてうまく書けないので、障害ごとに細かくリストの設定を工夫すると使い勝手がよくなると思われる。・建物によっては該当しない欄があるので、建物用途ごとにチェックすべきところとそうでないところを明確にした方がよい。

チェックリストは諸刃の剣で、整備すればするほど基準に照らしてできているかどうかのチェックという意識が強まってしまう恐れがある。単にできている、できていないだけでなく、その状況やそうになっている背景等、チーフアドバイザーの視点で記述によって説明できる余地が必要である。リストの部分と自由記述を併用して、チェックの視点と意見をわかりやすくすることが望ましい。

逆に、チェックリストに拘らず、写真を中心に、その中の良い点、改善したい点を書き込むこともよいのではないかと。リストによらない評価については、事前に問題点を洗い出すことが必要であろう。主観的な意見をどういった基準でチェックするのか、基準にない色とか文字の大きさの判断など主観だけだと問題がある。さらに、ソフト面で非常時のマニュアルとその実践の評価が必要である。

図面ではチェック出来ない点で、完了検査後に点字の方向が違っているといった点は障害対応施設の検査システムとか設計者のスキルの問題であり、C & Aに完了の精度を委ねることには問題がある。

(3) 提案のまとめ方

その施設がより多くの方々に利用されるよう、アドバイザーなりにその施設の将来像を示し積極的にバリアフリー改修に臨めるよう誘導するのが本来のまとめ方かと思われるが、どこにどう提案するか、提案の目的により求められる表現方法が異なってくる。アドバイスが適切であるかどうかを統括する人が必要ではないかという意見もあった。

点検結果の問題の程度の軽重、緊急性など施設側が計画的に改善できるよう情報提供を行い、さらにコストの高低、今すぐ行うものと将来行うもの、施設整備で対応するものと人的対応するもの等できるだけ多角的に改善方法の提案を行うことが望ましい。

チーフアドバイザー2人でC & Aを行う場合、意見を一つに合作するとなると、どうしても基準に適合しているかどうかの検査のようになり、アドバイスの特徴が消えてしまうので、意見の傾向や違いが明確になるかたちで提言した方がよいのではないかと。

まとめの基本は、規模・用途・想定利用者・利用頻度といった施設の分析に基づくので、これをしっかり行うことによって、法律や条例の基準ではとらえきれないその施設の真の利用実態に応じた提案ができると思われる。

また、各アドバイザーの意見を集約するについては、助言部分はどこまで記述するか、検証者の技術能力のばらつきを一本化するのに躊躇することがある。その場で印象を述べる障害者の指摘をどう処理するか、アドバイザーの意見が多岐多数にわたり、提案書のどこにどう入れるかの作業は大変である。意見をデータベース化して整理する作業を簡略化する工夫をして、検証者同士のコラボレーションをまとめて提案するのが望ましい。

(4) 実施時期

改修の事前に行うC & Aだと意見が出しやすく、反映もされやすいが、設計が進んだ時点だとレイアウトの変更はできないし、実施設計に着手されている段階だと反映される範囲を考えてしまい、図面段階でのC & Aの実施時期は慎重に検討する必要がある。

図面段階のチェックでは建築設計に長けた者でないといと困難であるし、図面が読めても一般図ではわからない点も多く、手すりの位置などは詳細図でも正確には描かれていない。

図面でわからなかった点を空間ができた時にもう一度確認して新たな指摘やソフトでの対応などの工夫を提案する等により、建物のUD使用レベルを上げることが望まれる。

5.4 C & Aの成果

(1) 取り組むメリット

施設がC & Aに取り組む動機付けとして、そのメリットをアピールする必要がある。アイデアのひとつとして、現在制度化されている認定書をグレードアップしてすばらしいUDを行った企業に「GOOD UD賞」（仮称）を授与してメディア発表を行うなど、企業側に付加価値を持たせる。あるいは、

助成金制度の導入などの施策を進めてはどうか。また認定された施設をBFマップに記載することも有効ではないかといった提案があった。

一方、報告書が施設の維持管理計画や補修改修計画、あるいは施設利用活性化のためのリニューアル計画の中でしかるべき位置づけを得られるようになれば充分動機付けになり、C & Aの実施施設も増えるのではないかと。使いやすい工夫が行われることにより障害者が客として来るようになることが動機付けになるのではないかとといった意見もあった。

(2) アドバイザーにとってのメリット

C & Aに関係した建築専門家にとっての成果としては、法律や条令の基準で想定されていない大空間を持つ建築物などで、実際の建物の態様と利用形態を職員への聞き取りと実地検分によってアドバイスを行う機会を持つことは、建築専門家にとってUDの研修と実現という意味でたいへん有効な経験と思われる。また、障害者等から直接意見を聴いてC & Aへの参加に納得して満足できる面もある。そういった意味からもC & Aの結果であるアドバイスが適切であったのか、どの提案が実行されたかのフィードバックがほしい。また、検証をすることが検証者のキャリアとなるシステム、例えば、C & Aの結果を冊子にして実施したメンバーもあわせて公表してキャリアとしてはどうかという意見もあった。

(3) 提案の効果

アドバイスとしての提案内容と受け止め方について、問題点の指摘に対しその問題の度合い、障害者にとって致命的な欠陥なのか、それとも多少苦勞はするがなんとか利用できるものなのか。改修方法の提案に対してはコストをかけて本質的に解決する方法と、完全ではないが簡単に安くできる方法、あるいは今すぐやった方が良いものと、順次建物のリニューアルに合わせてやれば良いものを提示するなど、施設側にとってある程度取捨選択でき、施設にとって最適解が得られるように提案に気を配ることが望まれる。通路を拡幅して完全な解決はできなくとも、少ないコストで障害者が心理的に楽に通行できるようにする効果的な提案の仕方もある。

C & Aは兵庫県の独自制度であるが、UDの取り組みについては県、神戸市、その他の同じテーマに取り組んでいる行政が連携してより効果を上げることが望まれるという意見も挙げられた。

6 まとめ

UDを促進するための新しい制度としてのC & Aについて検討を行ってきた結果、実施事例を総括し

てみると様々なことがわかってきた。このうち特徴的な点として以下の点を挙げておく。

(1) UDの促進

公共施設の新設にあたっては、社会的な役割を鑑みると設計の段階でC & Aを行うことが望まれる。既存建築については臨機応変に改修等に取り組むことが困難であるが、工夫とソフト対応でより良い状態を創る努力が評価される。

(2) 建築士の技術力の向上

UDの実現にとって、設計は重要な位置にあり、設計者の意識と興味を向けるようにしむけることが大切であり、施主を説き伏せてUD化に向かわせる大きな役割がある。こういった動機付けにとってSU研修は設計に関わる立場の人に評価されている。

(3) C & A実施のポイント

現在行われているC & Aの実施方法についての提案がいくつかあり、更なる工夫が必要であろう。また、チェックシートはリストと意見の記述を併用することにより充実させることが提案されており、熊本のUD事業に学ぶことも多い。

(4) 制度普及に向けて

C & Aを受けることで安全・安心が得られることを売り出すことが普及に繋がり施設のアピールにもなる。また、アドバイザーにとっても有効であることが今回のアンケート調査等から明らかとなった。

本研究によるいくつかの提案による更なる工夫を加えることにより、C & AとSUがUDの促進につながることを望まれる。

謝 辞

本研究において、ヒアリング調査に快く応じて貴重なご意見をいただいたC & Aのチーフアドバイザーの方々、熊本県健康福祉政策課及びNPO法人UDくまもとの方々に篤くお礼申しあげます。

参考文献等

- 1) 福祉のまちづくり条例 H4.10.9兵庫県条例37号
- 2) 同条例 第33条の2 1項
- 3) 同条例 第33条の2 2項
- 4) 川崎博一(2013)、「高齢者、障害者等の参画によるチェック&アドバイス制度について」、国土交通省国土技術研究会
- 5) 「熊本県やさしいまちづくり推進計画」熊本県健康福祉部健康福祉政策課H23年度pp81